

株式会社レーサム

証券コード：8890

第32期

定時株主総会

招集ご通知

開催概要

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時

場所

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館

RAYSUM
+reVALUE

目次

株主の皆様へ	1
招集ご通知	4
事業報告	7
連結計算書類	28
計算書類	30
監査報告	32
株主総会参考書類	40
トピックス	52



不動産に内在する価値を顕在化させ 日本社会の変革を主導する

当社の使命は、時代と共に価値が埋もれてしまった不動産を、将来の社会にとって意味のある真の社会資本へと転換し、お客様に提供する事業です。創業来、一つひとつの不動産価値を引き出す実績を積み重ねてきたことで「レーサムなら何とかするのは？」とご相談をいただく機会も増えてまいりました。

現場で行動し、未来社会へ扉を開く

当社が大事にしているのは、自分の足で確かめること。現場で考え抜き、仲間の知恵を結集し、価値の本質を追求します。一つひとつ、型がありません。



鍵は、唯一無二を目指す一人ひとりの「未来と今をつなぐ創造力」であり、「来たるべき未来」と「人の想いの本質」をつなぐ信念の浸透です。

未来に向けて

当社の経営において優先度の高い課題は、一件当たりの付加価値を、量的にも質的にも高めることです。一人ひとりの社員の意識改革はもちろん、地域社会と人々の価値観の変化、テクノロジーの影響などを俯瞰し察知し備える柔軟性も必要です。

もう一つは、海外のお客様との取引機会を増やすことです。当社がこれまで、一人ひとりの国内富裕層との間で培ってきた直接取引の対応力は、海外のお客様と親和性が高く、当社にとっては成長余地がかなり大きいとの手応えを得て、海外ネットワークを持つパートナーとの関係や人材の強化を進めております。

存在意義

私たちは、不動産価値の本質を見極め、社会に有用な形を実現する、価値共創による投資を先導し、活力ある未来社会の扉を開く存在となることを目指します。

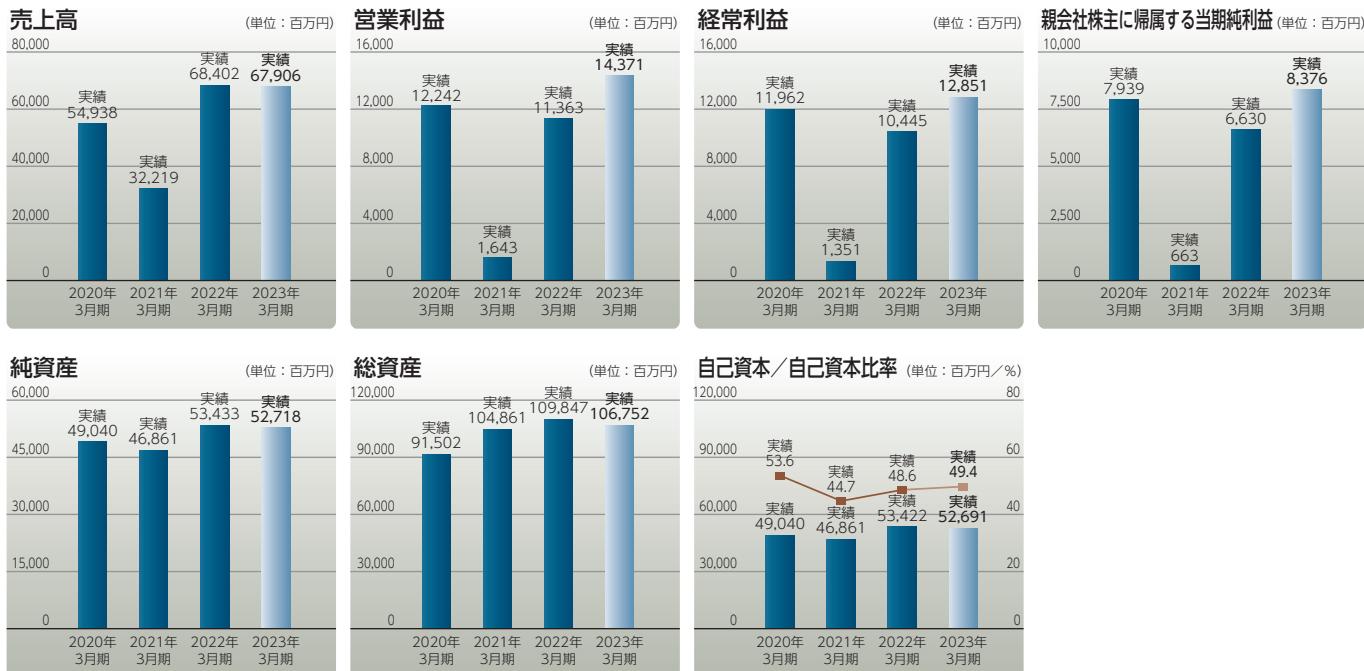
今後とも引き続きご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

2023年6月

代表取締役社長



財務ハイライト



上場以降（第10期～第32期）の連結財務指標の推移

(単位: 億円)

	2001年 8月期	2002年 8月期	2003年 8月期	2004年 8月期	2005年 8月期	2006年 8月期	2007年 8月期	2008年 8月期	2009年 8月期	2010年 8月期	2011年 8月期	2012年 3月期 (7ヶ月)	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	2021年 3月期	2022年 3月期 (第31期)	2023年 3月期 (第32期)
売上高	136	212	226	317	389	490	403	582	171	161	91	83	154	200	309	278	338	443	585	549	322	684	679
経常利益	28	39	48	67	79	145	93	162	△156 (注2)	8	△5	11	21	34	60	53	67	110	109	120	14	104	128
純資産	94	178	206	234	274	381	460	465	193	196	194	204	227	254	314	355	409	482	433	490	469	534	527
総資産	234	447	500	654	981	1,230	1,259	1,346	604	516	464	456	463	342	505	540	653	765	764	915	1,049	1,098	1,067
調整後 株価 (円) (注5)	1,650	860 (注1)	739	1,420	1,860	1,680	922	427	240	212	105	167	1,660	1,046 (注4)	1,236	1,037	1,030	1,328	1,018	660	902	928	1,364

(注) 1 当社は2002年4月19日付で1株を10株に分割しております。

2 2009年8月期は、販売用不動産の低価法による簿価引下げ額約144億円を売上原価に計上した結果、経常損失となっております。

3 2012年3月期より、連結決算日を毎年3月31日に変更しております。

4 当社は2014年4月1日付で1株を100株に分割し、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

5 株式分割の実施の前後で株価を連続的にとらえるために、分割実施前の株価を分割後の値に調整した株価（各期末日における終値）です。

株主各位

(証券コード 8890)
2023年6月6日
(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)
東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

株式会社レーサム
代表取締役社長 小町 剛

第32期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.raysum.co.jp>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「投資家の皆様へ」「株式情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「レーサム」又は「コード」に当社証券コード「8890」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月22日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

1 日 時	2023年6月23日（金曜日）午前10時
2 場 所	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート西館37階 霞山会館（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3 株主総会の 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第32期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第32期（2022年4月1日から2023年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件</p>

以上

- 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」 ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
なお、上記①②は、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当連結会計年度の業績は、売上高67,906百万円（前期比0.7%減）、営業利益14,371百万円（同26.5%増）、経常利益12,851百万円（同23.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益8,376百万円（同26.3%増）と、前期比で大幅な増益を達成いたしました。

	第31期 (2022年3月期)	第32期 (2023年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	68,402	67,906	495減	0.7%減
営業利益	11,363	14,371	3,007増	26.5%増
経常利益	10,445	12,851	2,406増	23.0%増
親会社株主に帰属する当期純利益	6,630	8,376	1,746増	26.3%増

各セグメントの業績は次のとおりであります。

資産価値創造事業

売上高
61,419百万円
(前期比0.8%減)

当事業では、お客様一人ひとりの目的に応じて個々の不動産資産の潜在価値を追求します。自らオーナーとなり用途変更や大規模改修、新たなテナント誘致等を行い、お客様にとって意味のある不動産資産を創出し提供します。当社が最も重視すべきことは、社会、経済、環境の全てが共生し、継続的な発展につながる価値の本質を考え抜き、それを実現させることであると再定義し、当事業に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、博多駅前の新築オフィスビル、さいたま市の産婦人科新築ビル、神奈川県の高付加価値レジデンス用地、都内湾岸地区の高い潜在力を秘めた商業物流用地、渋谷区代々木の富裕層向け高級邸宅など、バラエティに富んだ多くの物件をお客様にお届けいたしました。さらに、第4四半期において、新宿靖国通りの商業施設、渋谷区神宮前の環境配慮型新築オフィスという2件の大型物件の販売を実現しました。この結果、当連結会計年度の当事業の売上高は61,419百万円（前期比0.8%減）、セグメント利益は16,653百万円（同28.5%増）となり、前期比で大幅な増益を達成いたしました。

来期以降の売上につながる大型物件の仕入も順調に進捗しております。



資産価値向上事業

売上高
4,416百万円
(前期比11.0%減)

当事業では、お客様に提供した不動産について、その価値を維持向上させるための、賃貸管理、建物管理業務等を行います。テナント入れ替わり等を機会に、将来に向けた物件価値の向上策を提案する等、お客様のご希望を細かくお伺いし、長期的な資産価値向上を目指します。

当連結会計年度の当事業の売上高は、前年同期に保有していた物件がその後順調に販売され、当該物件の受取賃料が減少したこと等により、4,416百万円（前期比11.0%減）、セグメント利益は765百万円（同30.7%減）となりました。



未来価値創造事業

売上高
2,071百万円
(前期比34.1%増)

当事業では主に、コミュニティホステル、超高齢化社会に必須の高度医療専門施設、多発する自然災害に備える非常用電源開発など、将来の社会課題に対応した事業を、自社事業として行っております。これらの事業運営を通して獲得した経験や知見は、将来の資産価値創造事業、資産価値向上事業における構想と提案に活かされます。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス禍の影響が徐々に収束し、前期と比較して国内人流が回復したこともあり、宿泊事業は前期比で回復基調となり、目黒の「Medock 総合健診クリニック」は、医師・スタッフ等の健診体制の強化と各方面の事業会社・健康保険組合との連携により、受診者の数を増加させております。また、(株)レイパワーにおいてお客様に提供した非常用ガスエンジン発電機が、災害時の停電に際して有効に能力を発揮し、導入いただいたお客様から高い評価をいただいております。

当連結会計年度の当事業の売上高は2,071百万円（前期比34.1%増）、セグメント損失は、第2四半期末に売却したゴルフ場事業の営業損失1,056百万円（2022年3月期の同事業営業損失437百万円）等もあり、2,302百万円（前年同期は2,059百万円のセグメント損失）と、前期比で増収基調にはあるものの減益となりました。



② 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関等より長期借入金として37,335百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況の推移

		第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (2022年3月期)	第32期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	54,938	32,219	68,402	67,906
経常利益	(百万円)	11,962	1,351	10,445	12,851
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	7,939	663	6,630	8,376
1株当たり当期純利益	(円)	207.89	18.12	180.97	269.72
総資産	(百万円)	91,502	104,861	109,847	106,752
純資産	(百万円)	49,040	46,861	53,433	52,718

② 当社の財産及び損益の状況の推移

		第29期 (2020年3月期)	第30期 (2021年3月期)	第31期 (2022年3月期)	第32期 (当期) (2023年3月期)
売上高	(百万円)	51,674	31,417	67,257	64,918
経常利益	(百万円)	10,399	2,615	10,950	13,612
当期純利益	(百万円)	6,891	2,885	6,947	7,050
1株当たり当期純利益	(円)	180.46	78.78	189.62	227.03
総資産	(百万円)	89,375	103,115	108,647	105,600
純資産	(百万円)	48,573	48,619	55,497	53,442

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

Rays Company (Hong Kong) Limitedは当社株式の公開買付けを通じて、当社株式18,364,300株を取得しました。この結果、2022年11月11日付で当社の総株主等の議決権に対するRays Company (Hong Kong) Limitedが所有する議決権の割合は過半数を超えることとなり、同社は当社の親会社となりました。

また、これに伴い、Rays Company (Hong Kong) Limitedの親会社であるRS Company Ltd.及びその親会社であるOasis Management Company Ltd.も、新たに当社の親会社に該当することとなりました。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権保有割合 (%)	主要な事業内容
(株)WeBase	1	100.0	未来価値創造事業
(株)レイパワー	1	100.0	未来価値創造事業
(株)LIBERTE JAPON	1	100.0	未来価値創造事業
(株)ベストメディカル	65	100.0	未来価値創造事業
(株)レーサム福岡	100	85.0	資産価値創造事業

③ 重要な企業結合等の状況

(未来価値創造事業)

当社は、2022年10月3日付で(株)アセット・ホールディングスの全株式等を譲渡いたしました。

(4) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業セグメント	主要な事業内容
資産価値創造事業	不動産の調達とそれらを利用した運用商品の組成・開発・販売
資産価値向上事業	賃貸管理、建物管理、不動産の収益改善
未来価値創造事業	宿泊施設運営、パン及び菓子等の製造・販売、ガスエンジン発電機の開発・製造・販売、高度医療の支援事業等

(5) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

名称	事業所	所在地
(株)レーサム	本社	東京都千代田区
(株)WeBase	本社	東京都千代田区
(株)レイパワー	本社	東京都千代田区
(株)LIBERTE JAPON	本社	東京都千代田区
(株)ベストメディカル	本社	東京都千代田区
(株)レーサム福岡	本社	福岡県福岡市

(6) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
188名	34名減

(注) 使用人数は就業人員であります。

(7) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)きらぼし銀行	8,606
(株)大垣共立銀行	5,800
(株)静岡銀行	4,516
(株)徳島大正銀行	3,372
(株)七十七銀行	3,283

- (注) 1. 当社は運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、借入極度額100億円のコミットメントライン契約を(株)きらぼし銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は4,097百万円であります。

(8) 会社の経営の基本方針

当社の使命は、時代とともに価値が埋もれてしまった不動産を、将来の社会にとって意味のある真の社会資本へと転換し、お客様に提供することです。当社が大事にしているのは、自分の足で確かめ、現場で考えぬぎ、仲間の知恵を結集し、価値の本質を追求することです。その鍵は、唯一無二を目指す一人ひとりの「未来と今をつなぐ創造力」であり、「来たるべき未来」と「人の想いの本質」をつなぐ信念の浸透にあります。

当社グループは、お客様一人ひとりの想い・目的に応じて、一つひとつの不動産資産の潜在価値を追求し、これを社会に有用な形として実現する、価値共創による投資を先導し、活力ある未来社会の扉をひらく存在となることを目指します。

(9) 中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社の事業戦略において優先度の高い課題は、一件あたりの付加価値を、量的にも質的にも高めること、そして、海外のお客様との取引機会を増やすことです。

現在、東京都心部では築古の中規模物件が年々急ピッチで膨らみ、一方で安易なスクラップアンドビルドが許されない環境において、既存建物を活性化する「不動産を変える力」がますます問われる時代に入っております。これまで多種多様な物件に挑戦し、潜在価値を引き出してきた当社の知見が最も発揮できる市場が、大きく広がっております。特に昨今、資本効率への課題意識を高める国内法人による資産入替ニーズや、グローバルな資産保有の見直しを進める海外個人富裕層の需要に対応し、目の前に広がる潜在市場の開拓に、積極的に取り組んでまいります。

財務戦略としては、常に機動的な物件の取得を可能とすべく、自己資本比率は40%以上、個別の借入においては、期限の利益喪失にかかる財務制限条項のない、借入期間10年での資金調達をベースといたします。この財務戦略は、当社における「未来と今をつなぐ創造力、その実践と達成」に不可欠な基盤と位置づけております。この強固な財務基盤を確保したうえで、着実に積み上げる営業キャッシュフローを、成長投資と積極的な株主還元へとバランス良く配分してまいります。また、上記の事業戦略と財務戦略による成長の基盤として、ガバナンスの強化を一層進めてまいります。

なお、当社に対する税務調査の過程において、当社の元従業員が過去複数年に亘り不適切な取引を行っていた疑いがある旨の指摘を受けたため、特別調査委員会による事実関係の調査・検証が行われ、再発防止策の提言がなされました。株主の皆様をはじめ、お取引先、関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。当社グループは、管理体制の強化とともに、特別調査委員会の提言も踏まえた再発防止策を講じ、実効的なガバナンスの構築およびコンプライアンスの強化に取り組んでまいります。

2 会社役員に関する事項

(1) 当社の取締役 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 町 剛	
代表取締役副社長	飯 塚 達 也	(株)LIBERTE JAPON 代表取締役 (株)ベストメディカル 代表取締役 (株)WeBase 代表取締役 (株)レイパワー 取締役 (株)レーサム福岡 取締役
専務取締役	磯 貝 清	営業第二本部長
常務取締役	染 谷 太 郎	不動産本部長
取締役	金 井 健太郎	Oasis Management Japan Ltd. 日本における代表者
取締役	篠 原 雄 治	Oasis Management Japan Ltd. シニア・アナリスト
取締役 (常勤監査等委員)	岡 田 英 明	
取締役 (監査等委員)	深 井 崇 史	
取締役 (監査等委員)	中 瀬 進 一	(株)MASナカセ 代表取締役 税理士法人中瀬事務所 代表社員
取締役 (監査等委員)	三 木 昌 樹	ひかり総合法律事務所 パートナー 一般社団法人日本ポストプロダクション協会 理事 公益財団法人警察協会 評議員 (株)梓総合研究所 監査役 一般財団法人安見科学技術振興財団 理事

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 深井崇史氏、中瀬進一氏及び三木昌樹氏は、社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 中瀬進一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために岡田英明氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・当社は、2022年6月23日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役深堀哲也氏、中瀬進一氏及び都筑直隆氏は任期満了により退任し、このうち中瀬進一氏が監査等委員である取締役に就任しております。
 - 岡田英明氏及び深井崇史氏は、2022年6月23日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役を任期満了により退任し、監査等委員である取締役に就任しております。
 - 三木昌樹氏は、2022年6月23日開催の第31期定時株主総会において、新たに監査等委員である取締役に選任され就任いたしました。
 - ・2023年1月20日開催の臨時株主総会において、金井健太郎氏及び篠原雄治氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 深井崇史氏及び中瀬進一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社が議決権過半を有する子会社の取締役、監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。填補の対象は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年3月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」とする。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、あわせて優秀な経営人材を確保できる水準とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、金銭報酬としての月例の固定報酬である「基本報酬」と単年度業績と連動する「業績連動報酬」及び非金銭報酬としての「株式報酬」により構成するものとする。

b. 金銭報酬としての「基本報酬」「業績連動報酬」の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の「基本報酬」は、株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、その透明性・客観性を確保するために半数以上を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会が各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて、当社の業績、貢献度等を総合的に勘案し審議のうえ取締役会に答申し、毎年、事業年度末より3ヶ月以内に決

定するものとする。

「業績連動報酬」は、基本報酬と共に株主総会決議により決定された限度額の範囲内で、単年度の「連結営業利益」の前年比増益率に応じて、指名・報酬委員会が各取締役の業績評価を勘案し審議のうえ取締役会に答申し、取締役会にて決定のうえ、一時金として毎年一定の時期に事業年度ごとに支給するものとする。この方針による「業績連動報酬」は翌事業年度の支給とする。

c. 「株式報酬」の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

「株式報酬」は、譲渡制限付株式の交付及び税制適格ストックオプションとしての新株予約権の交付とする。中長期的な業績や株価向上へのインセンティブにつなげるため、譲渡制限付株式は交付日から一定の譲渡制限期間を設けたうえで退任時に譲渡制限を解除するものとし、ストックオプションは一定の行使制限期間を設けるものとする。具体的な株式数は、役位、職責、在任年数、貢献度等を総合的に勘案して決定するものとする。「株式報酬」の交付及び交付内容の決定は、指名・報酬委員会が各取締役の業績評価を勘案し審議のうえ取締役会に答申し、原則として株主総会日に開催される取締役会において行うものとする。

d. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役報酬制度を構成する金銭報酬（基本報酬及び業績連動報酬）と非金銭報酬（譲渡制限付株式及び税制適格ストックオプション）との報酬構成割合及び役位ごとの報酬額については、その透明性・客観性を確保するために、指名・報酬委員会が各取締役の業績評価を勘案し審議のうえ取締役会に答申し、当社の財務状況等を踏まえたうえで設定するものとする。

e. 個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当事業の業績を踏まえた取締役の金銭報酬の額とする。当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会が各取締役の業績評価を勘案し審議のうえ取締役会に答申するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申の内容を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数等を決議する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	8 (1)	287 (4)	228 (3)	－ (－)	59 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4 (3)	57 (25)	44 (21)	－ (－)	13 (3)
監査役 （うち社外監査役）	3 (2)	11 (2)	8 (2)	－ (－)	2 (－)
合計 （うち社外役員）	15 (6)	356 (33)	281 (28)	－ (－)	75 (4)

- (注) 1. 当社は2022年6月23日開催の第31期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、上表には、同日付で退任した監査役2名（うち社外監査役1名）、監査等委員である取締役にスライドした取締役2名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役にスライドした監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。
2. 業績連動報酬は2023年4月1日付で適用開始したため、当事業年度においては支給されておられません。支給方針等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
3. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式及び税制適格ストックオプションとしての新株予約権であり、割当ての際の条件等は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。
4. 取締役の個人別の金銭報酬の額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長小町剛がその具体的内容の決定を委任されております。取締役会が当該権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の業績を踏まえ評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであり、委任された内容の決定にあたっては、指名・報酬委員会の答申の内容に従っております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

<監査等委員会設置会社移行前>

取締役の報酬限度額は、基本報酬の額は、2014年6月25日開催の第23期定時株主総会での決議により、年額5億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、基本報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第27期定時株主総会での決議により、取締役に對する譲渡制限付株式の付与のための株式報酬の額は、年額4億円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の基本報酬の額は、1999年7月29日開催の第7期定時株主総会での決議により、年額1億円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。また、基本報酬とは別枠で、2018年6月22日開催の第27期定時株主総会での決議により、監査役（社外監査役を除く）に對する譲渡制限付株式の付与のための株式報酬の額は年80百万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役（社外監査役を除く）の員数は1名です。

<監査等委員会設置会社移行後>

取締役の報酬の限度額等は、2022年6月23日開催の第31期定時株主総会での決議により、以下のとおりとしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

○ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）

1. 基本報酬：年額5億円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）

2. 非金銭報酬

① 譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額：年額4億円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）
- ・本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数：年200,000株以内

② ストックオプション報酬

- ・税制適格ストックオプションとしての新株予約権の発行：年額1億円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）
- ・本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数：当社普通株式150,000株以内

○ 監査等委員である取締役

1. 基本報酬：年額1億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）

2. 非金銭報酬

① 譲渡制限付株式報酬

- ・譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額：年額80百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）
- ・本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数：年40,000株以内

② ストックオプション報酬

- ・税制適格ストックオプションとしての新株予約権の発行：年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）
- ・本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数：当社普通株式30,000株以内

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）中瀬進一氏は、(株)MASナカセの代表取締役及び税理士法人中瀬事務所の代表社員であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）三木昌樹氏は、ひかり総合法律事務所のパートナー、一般社団法人日本ポストプロダクション協会の理事、公益財団法人警察協会の評議員、(株)梓総合研究所の監査役及び一般財団法人安見科学技術振興財団の理事であります。当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 （監査等委員）	深井崇史	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席いたしました。金融業界における高い見識と企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づく助言を随時行っており、2022年4月に設置した特別委員会においては、委員長として公開買付に関する検討・意見表明を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社の決算内容等並びに当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	中瀬進一	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに、監査役会2回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地からの助言を随時行っており、2022年4月に設置した特別委員会においては、委員として公開買付に関する検討・意見表明を行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査役会及び監査等委員会において、当社の決算内容等に関し適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員）	三木昌樹	2022年6月23日就任以降、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また監査等委員会10回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地からの助言を随時行っております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

3 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 128,000,000株

(2) 発行済株式の総数 29,081,400株

(注) 2022年7月29日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて8,000,000株減少しております。

(3) 株主数 5,559名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
RAYS COMPANY (HONG KONG) LIMITED	18,364,300	64.21
日本投資株式会社	3,541,700	12.38
MSCO CUSTOMER SECURITIES	192,698	0.67
木本 啓紀	163,000	0.56
立花証券株式会社	158,800	0.55
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	154,300	0.53
MSIP CLIENT SECURITIES	149,537	0.52
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	140,180	0.49
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	134,600	0.47
J P モルガン証券株式会社	110,641	0.38

(注) 1. 当社は、自己株式を482,711株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15頁「(5) 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2022年6月1日開催の取締役会決議により、2022年6月2日から2022年6月29日までの期間において公開買付けの方法により8,000,000株の自己株式を取得いたしました。

② 自己株式の消却

2022年7月22日開催の取締役会決議により、2022年7月29日付で8,000,000株の自己株式を消却いたしました。

4 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 三優監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額 (百万円)
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から会計監査に係る報告を聴取し、また監査立会いに加えて会計監査人との定期的な意見交換を基に、前期の監査実績の分析・評価に必要な情報収集を行い、前期の実績を踏まえた新年度の監査計画における監査時間・配員計画及び報酬見積額の相当性について、監査等委員会にて検討し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

(5) 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」を次のとおり決定しております。

I. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 文書管理規程に基づき、以下に列挙する職務執行に係る重要情報を文書又は電磁的記録により、関連資料とともに保存・管理する。取締役は、これらの文書等を速やかに閲覧できるものとする。
 - ・株主総会議事録
 - ・取締役会議事録
 - ・その他各種合議体の議事録
 - ・計算書類等
 - ・稟議書
 - ・官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し
2. 前項に掲げる文書以外の文書についても、その重要度に応じて、保管期間、管理方法等については、文書管理規程で定めるところによる。
3. 取締役及び従業員に対して、文書管理規程に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導するものとする。

II. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. リスク管理方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理方針を部・室に浸透させる。
2. 代表取締役社長を委員長とし、代表取締役社長が部長・室長から任命した委員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を核とし、多種多様なリスクを全社一元的に管理するリスク管理体制を整備・維持・向上させる。なお、リスク・コンプライアンス委員会は、原則毎月開催する。
3. リスク管理方針を受け、リスクの種類ごとにリスク管理規程を策定する。
4. 取締役及び従業員に対して、必要な研修を実施する。また、関連する法規の制定・改正、当社及び当社に係る重大な不祥事、事故が発生した場合等においては速やかに必要な研修を実施する。
5. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮のもと、対策本部を設置するなど危機対応のための体制を整備する。

Ⅲ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役の人数を実質的な討議を可能とする最少人数にとどめる。
2. 取締役会は、取締役の職務執行が効率性を兼ねて適正に行われているかを監督する。
3. 経営執行段階の意思決定の効率化及び適正化のため、合理的な営業方針の策定、全社的な営業及び営業に付随する重要事項について協議・決定する営業会議、その他各種合議体を設置する。
4. 取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務規程等を定める。

Ⅳ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンスすなわち法令等の遵守及び倫理維持・向上を業務執行上の最重要課題のひとつとして位置付け、その達成を目的としてコンプライアンス・マニュアルを制定し、取締役及び従業員に遵守を求める。
2. 取締役及び従業員に対して、コンプライアンスが営業活動及びその他企業活動の原点であることを徹底する。
3. 代表取締役社長を委員長とし、代表取締役社長が部長・室長から任命した委員を構成員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理体制とともにコンプライアンス体制を向上させる。
4. コンプライアンス意識を徹底・向上させるため、できる限り多くの機会を捉えて、コンプライアンス研修を整備・充実する。
5. コンプライアンス上疑義のある行為等について、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が直接通報を行う手段を確保するため、社外の弁護士若しくは常勤監査等委員が窓口となるコンプライアンス・ホットラインを設置し、内部通報制度を運営する。
6. コンプライアンス違反者に対しては、就業規則に基づく懲戒を含め、厳正に対処する。

Ⅴ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

1. 当社グループに属する各社（以下「関係会社」という）に対する適切な管理を行うための施策は次のとおりとする。
 - (1) 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築する。
 - (2) 関係会社の経営者が適切な社内規程等を整備・運用するよう求める。
 - (3) 関係会社の事業報告、財務報告、監査報告などの重要事項について報告を求める。
 - (4) 出資者として、関係会社の役員の選任、解任、利益処分などの決議事項については適切な意思表示を当該会社に対して行う。

2. 内部監査室が、主要な関係会社に対し、定期的に法令及び社内規程等の遵守状況の監査を実施する。
3. 関係会社独自の業務の適正化を図るための体制の整備について、必要な助言、支援を行う。
4. 関係会社で大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、関係会社からの要請を受け、危機対応のための助言、支援を行う。

VI. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項について
監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、監査職務が円滑に遂行されるため、監査等委員会が指名した従業員を監査等委員会補助者とする。監査等委員会補助者は、監査等委員の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
2. 使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性について
監査等委員会補助者に関し、監査等委員でない取締役からの独立性を確保するため、監査等委員会補助者の異動、人事評価、懲戒等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得たうえで決定する。
3. 監査等委員会への報告に関する体制について
 - (1) 監査等委員は、取締役会のほか、重要な会議又は委員会に出席することができる。
 - (2) 監査等委員には社内の重要書類が回付され、又は要請があれば直ちに関係書類・資料が提出される。
 - (3) 監査等委員は、随時必要に応じ代表取締役、取締役、部長・室長等から報告を求めることができる。
 - (4) 監査等委員は、必要に応じ関係会社の管理状況等の報告を求めることができる。
 - (5) 監査等委員は、必要に応じ社内の書類、資料を閲覧することができる。
 - (6) 当社グループのすべての取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見したとき、その他法令定款違反等の事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。なお、当該報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
4. 監査等委員の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行に必要と認められる費用などについては、当該監査等委員の求めに応じて、これを処理するものとする。
5. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
 - (1) 監査等委員会の職責、監査等委員会監査の重要性・有用性を十分認識し、また、監査等委員会監査の環境整備を行う。

- (2) 監査等委員会は、内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができる。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定及び改善状況の報告を求めることができる。
- (3) 監査等委員会が必要と認めたときは、関係各部門に対して、随時必要に応じ、監査への協力を求めることができる。
- (4) 監査等委員会は、会計監査人と監査業務の品質及び効率を高めるため、情報・意見交換等の緊密な関係を保つものとする。

Ⅶ. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- (1) 定期的に取り締役会を開催し、実質的な議論のもと、経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、法令及び定款に定められた事項等を決定し、また、重要な業務の執行状況等につき報告を受けることにより、取締役の業務執行を監督しております。当事業年度は16回の取締役会が開催されております。さらに、監査等委員でない取締役による会議が原則として毎週開催されており、事業計画と業務実績の進捗及び検証並びに重要事項に関する討議を行っております。
- (2) 当社は、関係会社管理規程に従い、管理本部を主管部署として関係会社の経営成績、財政状態について報告を受けております。また、当社取締役又は執行役員が関係会社の取締役を兼務しており、取締役会等重要な業務執行の監督が可能な体制を構築しております。
- (3) 各監査等委員は、取締役会等の重要な会議への出席等により取締役の職務執行について監査を行い、また監査計画に基づいて監査を行うことにより、監査の実効性の確保に努めております。また、常勤監査等委員は、監査等委員会において、独立性が高く、法律、財務及び会計に係る専門的知識を有する3名の社外取締役・監査等委員に職務の執行状況を報告し、必要な助言を受け、意見交換を重ね、監査の実効性を高めております。当事業年度は10回の監査等委員会及び2回の監査役会が開催されております。
- (4) 内部監査室は、内部監査規程に則り、また監査計画に基づき業務監査を実施し、内部統制の適切性・有効性の検証を行っており、その結果は毎月開催されるリスク・コンプライアンス委員会において報告・共有されております。また、監査等委員に対しても内部監査の実施結果を報告し、随時意見交換を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、積極的な事業投資による企業価値向上及び配当等を通じた株主への利益還元を、経営上の重要政策と位置付けております。

2023年5月12日付で上方修正を発表した中期経営計画では、2024年3月期及び2025年3月期において、1株当たり配当金の下限を175円とし、連結配当性向40%を目安として、配当を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としており、株主総会決議によらず取締役会決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めることで、株主各位への機動的な利益還元を行える体制を整備しております。

当事業年度の期末配当金につきましては、従前の配当方針に基づき、1株につき55円とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第32期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第31期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	96,216	96,322
現金及び預金	27,524	28,222
営業未収入金	377	310
販売用不動産	45,167	24,573
仕掛販売用不動産	17,079	38,560
原材料	1,426	835
前渡金	1,155	902
未収還付法人税等	35	36
その他	3,460	2,892
貸倒引当金	△10	△11
固定資産	10,535	13,524
有形固定資産	4,314	7,843
建物	2,710	4,643
土地	490	1,616
建設仮勘定	189	98
その他	924	1,484
無形固定資産	214	259
投資その他の資産	6,005	5,421
投資有価証券	1,915	1,954
繰延税金資産	1,365	1,153
出資金	1,118	546
長期貸付金	2,094	1,536
その他	1,148	709
貸倒引当金	△1,636	△478
資産合計	106,752	109,847

科目	第32期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第31期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	8,230	10,372
1年内返済予定の長期借入金	1,359	1,361
未払金	1,048	1,610
未払法人税等	4,052	5,493
前受金	652	559
賞与引当金	—	4
関係会社整理損失引当金	123	123
その他	993	1,219
固定負債	45,803	46,041
長期借入金	41,397	41,910
預り敷金	4,067	3,678
その他	337	452
負債合計	54,033	56,413
純資産の部		
株主資本	52,490	53,292
資本金	100	100
資本剰余金	6,899	6,899
利益剰余金	45,964	46,942
自己株式	△473	△649
その他の包括利益累計額	200	129
その他有価証券評価差額金	130	57
為替換算調整勘定	70	72
非支配株主持分	27	11
純資産合計	52,718	53,433
負債純資産合計	106,752	109,847

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第32期	(ご参考) 第31期
	2022年4月 1日から 2023年3月31日まで	2021年4月 1日から 2022年3月31日まで
売上高	67,906	68,402
売上原価	47,538	51,958
売上総利益	20,368	16,444
販売費及び一般管理費	5,996	5,080
営業利益	14,371	11,363
営業外収益	206	292
受取利息	11	43
為替差益	138	150
受取家賃	5	5
受取給付金	38	83
その他	11	9
営業外費用	1,726	1,211
支払利息	456	523
財務手数料	76	62
貸倒引当金繰入額	1,158	478
貸倒損失	—	126
その他	34	20
經常利益	12,851	10,445
特別利益	14	26
固定資産売却益	0	8
関係会社清算益	—	8
投資有価証券売却益	—	9
関係会社株式売却益	5	—
関係会社出資金売却益	9	—
特別損失	271	67
固定資産除却損	28	29
固定資産売却損	0	38
事業撤退損	242	—
税金等調整前当期純利益	12,594	10,403
法人税、住民税及び事業税	4,433	4,318
法人税等調整額	△232	△540
当期純利益	8,393	6,626
非支配株主に帰属する当期純利益又は 非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	16	△3
親会社株主に帰属する当期純利益	8,376	6,630

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第32期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第31期 2022年3月31日現在
資産の部		
流動資産	91,758	92,432
現金及び預金	26,714	27,521
営業未収入金	1,903	1,108
販売用不動産	44,176	23,703
仕掛販売用不動産	16,848	38,560
前渡金	984	148
前払費用	423	294
未収消費税等	632	-
その他	930	1,591
貸倒引当金	△854	△495
固定資産	13,841	16,214
有形固定資産	2,418	2,062
建物	1,545	1,330
機械及び装置	61	0
車両運搬具	9	14
器具備品	159	165
土地	452	452
建設仮勘定	189	98
無形固定資産	202	81
ソフトウェア	190	69
借地権	7	7
その他	4	4
投資その他の資産	11,220	14,070
投資有価証券	1,524	1,535
関係会社株式	653	681
その他の関係会社有価証券	1,113	543
出資金	2	2
関係会社長期貸付金	9,139	11,616
繰延税金資産	987	1,003
敷金保証金	744	430
その他	394	260
貸倒引当金	△3,340	△2,004
資産合計	105,600	108,647

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	第32期 2023年3月31日現在	(ご参考) 第31期 2022年3月31日現在
負債の部		
流動負債	8,468	10,184
1年内返済予定の長期借入金	1,239	1,201
未払金	1,699	1,788
未払費用	95	92
未払法人税等	3,997	5,491
未払消費税等	-	329
前受金	646	502
預り金	667	655
関係会社整理損失引当金	123	123
その他	0	0
固定負債	43,689	42,965
長期借入金	39,634	39,296
預り敷金	4,055	3,669
負債合計	52,157	53,150
純資産の部		
株主資本	53,312	55,440
資本金	100	100
資本剰余金	6,899	6,899
資本準備金	6,899	6,899
利益剰余金	46,786	49,090
利益準備金	20	20
その他利益剰余金	46,766	49,070
別途積立金	10,630	10,630
繰越利益剰余金	36,136	38,440
自己株式	△473	△649
評価・換算差額等	130	57
その他有価証券評価差額金	130	57
純資産合計	53,442	55,497
負債純資産合計	105,600	108,647

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第32期 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(ご参考) 第31期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売上高	64,918	67,257
売上原価	45,769	50,978
売上総利益	19,149	16,278
販売費及び一般管理費	3,919	3,818
営業利益	15,230	12,460
営業外収益	256	362
受取利息	109	188
為替差益	136	145
その他	10	28
営業外費用	1,874	1,872
支払利息	424	488
財務手数料	75	62
貸倒引当金繰入額	1,339	1,302
その他	34	18
経常利益	13,612	10,950
特別利益	5	355
投資有価証券売却益	—	9
関係会社株式売却益	5	—
固定資産売却益	—	5
関係会社清算益	—	8
連結納税未払金免除益	—	332
特別損失	2,256	120
債権譲渡損	2,233	—
固定資産除却損	22	0
関係会社株式評価損	—	119
関係会社出資金清算損	0	—
税引前当期純利益	11,361	11,186
法人税、住民税及び事業税	4,332	4,631
法人税等調整額	△21	△391
当期純利益	7,050	6,947

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社レーサム
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指定社員
業務執行社員
指定社員
業務執行社員

公認会計士 山本公太

公認会計士 玉井信彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社レーサムの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レーサム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社レーサム
取締役会 御中

三優監査法人
東京事務所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 山本公太
公認会計士 玉井信彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社レーサムの2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社レーサム 監査等委員会

取締役（常勤監査等委員） 岡 田 英 明 ㊞

社外取締役（監査等委員） 深 井 崇 史 ㊞

社外取締役（監査等委員） 中 瀬 進 一 ㊞

社外取締役（監査等委員） 三 木 昌 樹 ㊞

(注) 当社は、2022年6月23日開催の第31期定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2022年4月1日から2022年6月22日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として監査等委員である取締役の増員が可能となるよう、定款第16条（取締役の員数）に定める監査等委員である取締役の員数を5名以内から6名以内に変更するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の監査等委員でない取締役は、10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u></p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の監査等委員でない取締役は、10名以内とする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役は、<u>6名以内とする。</u></p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制強化のため取締役3名を増員し、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1	<small>こ まち つよし</small> 小 町 剛	所有する 当社の株式数 76,800株	取締役在任年数 15年7ヵ月 <small>※本総会終結時</small>
再 任	1972年4月28日生		
	<p>● 略歴、当社における地位及び担当</p> 1996年 4月 (株)三和銀行（現(株)三菱UFJ銀行） 入行 2005年 3月 当社 入社 2006年 7月 当社 社長室長 2007年 11月 当社 常務取締役 経営企画ユニット長兼社長室長 2009年 3月 当社 常務取締役 管理本部長 2011年 9月 当社 常務取締役 戦略投資本部長 2017年 4月 当社 常務取締役 社長室長 2018年 6月 当社 代表取締役社長（現任） <p>● 取締役候補者とした理由</p> 長年に亘る役員そして5年間の代表取締役社長としての経験で培った経営戦略に関する豊富な知識と経験を有し、今後においても当社グループの経営判断・意思決定の過程で、その幅広い見地から、経営及び事業に関する判断を行うことができると考え選任をお願いするものです。		

2	い い づ か た つ や 飯塚 達也 1959年3月15日生	所有する 当社の株式数 108,300株	取締役在任年数 15年7ヵ月 <small>※本総会終結時</small>
再任			
<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 3;"> <p>● 略歴、当社における地位及び担当</p> <p>2006年 8月 当社 入社 2007年 11月 当社 常務取締役 2008年 1月 当社 常務取締役 事業企画ユニット長 2009年 3月 当社 常務取締役 資産運用事業本部長 2014年 4月 当社 専務取締役 2017年 5月 当社 取締役副社長 2017年 9月 (株)レイパワー 取締役 (現任) 2018年 1月 (株)LIBERTE JAPON 代表取締役 (現任) 2018年 5月 (株)ベストメディカル 代表取締役 (現任) 2018年 6月 当社 代表取締役副社長 (現任) 2019年 3月 (株)WeBase 代表取締役 (現任) 2021年 9月 (株)レーサム福岡 取締役 (現任)</p> <p>● 重要な兼職の状況</p> <p>(株)LIBERTE JAPON 代表取締役、(株)ベストメディカル 代表取締役、(株)WeBase 代表取締役 (株)レイパワー 取締役、(株)レーサム福岡 取締役</p> <p>● 取締役候補者とした理由</p> <p>資産価値創造事業をはじめとした事業全体を統括しており、長年に亘る役員そして5年間の代表取締役副社長としての経験の中で、業界の知見や今後の動向、経営戦略に関する豊富な知識と経験を有すると共に、各新規事業の事業運営のみならず、これらに続く新たな事業機会の創出にも取組んでおり、事業領域の拡大に伴う、将来人材の育成においても中心的役割を果たすことが期待できると考え選任をお願いするものです。</p> </div> </div>			

3	<small>いそ がい きよし</small> 磯貝 清	所有する 当社の株式数 61,300株	取締役在任年数 9年 <small>※本総会終結時</small>
再任	1953年12月26日生		



● 略歴、当社における地位及び担当

2005年 4月 (株)みずほコーポレート銀行（現(株)みずほ銀行）不動産ファイナンス営業部長
 2009年 1月 東京建物(株) 入社
 2011年 3月 同社 理事 都市開発事業部長
 2013年12月 当社 入社
 2014年 6月 当社 取締役 資産運用第二本部長
 2015年 8月 当社 取締役 資産運用本部副本部長 兼 海外事業部長
 2017年 5月 当社 常務取締役 海外事業本部長
 2022年 4月 当社 常務取締役 営業第二本部長
 2022年 6月 当社 専務取締役 営業第二本部長
 2023年 4月 当社 専務取締役 営業本部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

金融業界並びに不動産業界において長年に亘り培ってきた知見・経験に基づき、仕入・販売につながる国内の大口法人顧客との関係構築と共に取引実績を積み重ね、更には将来の海外事業の開発も行っており、当社グループの更なる飛躍に貢献できると考え選任をお願いするものです。

4	<small>そめ や た ろ う</small> 染谷 太郎	所有する 当社の株式数 14,400株	取締役在任年数 2年 <small>※本総会終結時</small>
再任	1973年10月18日生		



● 略歴、当社における地位及び担当

2004年12月 当社 入社
 2013年10月 当社 執行役員 戦略投資本部 プロジェクト開発部長
 2016年 1月 当社 執行役員 資産運用本部 不動産本部長
 2018年 5月 当社 上級執行役員 不動産本部長
 2021年 6月 当社 取締役 不動産本部長
 2022年 6月 当社 常務取締役 不動産本部長（現任）

● 取締役候補者とした理由

一級建築士・不動産鑑定士の資格を保有しており、不動産の仕入・開発分野における豊富な経験と幅広い見識を有し、これらの経験・見識に基づき、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の今後の成長戦略に対する貢献が期待できると考え選任をお願いするものです。

5	<small>かな い けん た ろう</small> 金井 健太郎 1991年4月15日生	所有する 当社の株式数 一株	取締役在任年数 5ヵ月 <small>※本総会終結時</small>
再任			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位及び担当 2015年 4月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2018年10月 Oasis Management (Hong Kong) 入社 2020年 3月 Oasis Management Japan Ltd. 日本における代表者 (現任) 2023年 1月 当社 取締役 (現任) ● 重要な兼職の状況 Oasis Management Japan Ltd. 日本における代表者 ● 取締役候補者とした理由 外資系証券会社・投資会社での多種多様なM&Aや資金調達案件を通じて豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる成長及び企業価値向上に有益な意見や率直な指摘をいただくこと、並びに投資家目線によるコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。 		

6	<small>しの はら ゆう じ</small> 篠原 雄治 1991年12月5日生	所有する 当社の株式数 一株	取締役在任年数 5ヵ月 <small>※本総会終結時</small>
再任			
	<ul style="list-style-type: none"> ● 略歴、当社における地位及び担当 2015年 4月 ゴールドマン・サックス証券(株) 入社 2020年 9月 Oasis Management Japan Ltd. 入社 シニア・アナリスト (現任) 2023年 1月 当社 取締役 (現任) ● 重要な兼職の状況 Oasis Management Japan Ltd. シニア・アナリスト ● 取締役候補者とした理由 外資系証券会社・投資会社での多種多様な大型資金調達やプリンシパル投資案件を通じて豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の更なる成長及び企業価値向上に有益な意見や率直な指摘をいただくこと、並びに投資家目線によるコーポレート・ガバナンスの強化に十分な役割を果たしていただくことを期待し、選任をお願いするものです。 		

<p>7 新任</p>	<p>いの うえ だい すけ 井上 大輔 1982年10月10日生</p>	<p>所有する 当社の株式数 3,000株</p>	<p>取締役在任年数 —</p>
	<p>● 略歴、当社における地位及び担当</p> <p>2006年 4月 明和地所(株) 入社 2008年 1月 当社 入社 2017年 4月 当社 不動産本部 部長 2021年10月 当社 執行役員 不動産本部 不動産部長 2022年 4月 当社 上級執行役員 不動産本部 不動産部長 (現任)</p> <p>● 取締役候補者とした理由</p> <p>不動産の仕入・開発分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験・見識に基づき、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の今後の成長戦略に対する貢献が期待できると考え選任をお願いするものです。</p>		

<p>8 新任</p>	<p>お ざわ のぶ ゆき 小澤 信幸 1984年9月27日生</p>	<p>所有する 当社の株式数 10,700株</p>	<p>取締役在任年数 —</p>
	<p>● 略歴、当社における地位及び担当</p> <p>2007年 4月 当社 入社 2014年 4月 当社 法務部長 2019年 4月 当社 執行役員 法務部長 2020年10月 (株)レーサム・キャピタル 代表取締役 (現任) 2021年12月 執行役員 法務部長 兼 法務ストラクチャリング室長 (現任)</p> <p>● 重要な兼職の状況</p> <p>(株)レーサム・キャピタル 代表取締役</p> <p>● 取締役候補者とした理由</p> <p>当社法務部長として、当社グループ各社における多種多様な事業並びに多種多様な案件を通じて得られた企業法務に係る豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験・見識に基づき、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の今後の成長戦略に対する貢献が期待できると考え選任をお願いするものです。</p>		

9 新任	ほり え かず ひさ 堀江 和久 1983年3月28日生	所有する 当社の株式数 一株	取締役在任年数 —
---------	-------------------------------------------	----------------------	--------------



● 略歴、当社における地位及び担当

2005年 4月 (株)八千代銀行 (現 (株)きらぼし銀行) 入行
 2007年 8月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン(有) 入社
 2019年 9月 ゴールドマン・サックス証券(株) 転籍 アセット・マネジメント部門 ヴァイス・プレジデント
 2023年 4月 当社 入社 不動産本部 副本部長 (現任)

● 取締役候補者とした理由

不動産及び金融ビジネスに関する豊富な実務経験と幅広い見識を有しており、これらの経験・見識に基づき、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、当社の今後の成長戦略に対する貢献が期待できると考え選任をお願いするものです。

- (注) 1. 金井健太郎氏及び篠原雄治氏は、当社親会社及び主要株主である筆頭株主Rays Company (Hong Kong) Limitedの親会社Oasis Management Company Ltd.の日本法人であるOasis Management Japan Ltd.の業務執行者であります。なお、各氏の当社親会社等における現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当」「重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を2名増員いたしたく、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1	^こ ^べ ^は ^る ^み 小部 春美 1962年4月6日生	所有する 当社の株式数 一株	社外取締役在任年数 ー
新任			



● 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 大蔵省（現 財務省）入省
 1991年 7月 名古屋国税局 掛川税務署長
 2000年 5月 欧州連合 日本政府代表部 一等書記官（2002年1月より参事官） 兼 在ベルギー日本国大使館
 2003年 7月 財務省 大臣官房企画官（国際局国際機構課）
 2005年 7月 東京国税局 課税第一部長
 2006年 7月 国税庁 課税部 酒税課長
 2008年 7月 同庁 調査査察部調査課長
 2009年 10月 財務省 関税局 業務課長
 2010年 7月 国税庁 長官官房企画課長
 2011年 7月 同庁 長官官房会計課長
 2013年 6月 広島国税局長
 2014年 7月 財務省 大臣官房審議官（関税局担当）
 2016年 6月 同省 大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
 2018年 7月 同省 大臣官房審議官（大臣官房担当） 兼 財務総合政策研究所 副所長
 2019年 7月 国立大学法人政策研究大学院 大学教授（政策研究科）
 2021年 7月 財務省 退職
 2021年 11月 あいおいニッセイ同和損害保険(株) 顧問（現任）
 2022年 6月 (株)アマダ 社外取締役（現任）

● 重要な兼職の状況

あいおいニッセイ同和損害保険(株) 顧問、(株)アマダ 社外取締役

● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

女性初の国税局長として広島国税局長を務められる等、長年に亘り財務省において要職を歴任し、国内外における豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社の経営全般についての助言をいただくこと、及び実効性のある経営の監督機能を発揮していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、小部氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

2	<small>あ ん ど う ま ゆ み</small> 安藤 真由美	所有する 当社の株式数 一株	社外取締役在任年数 ー
新任	1971年11月30日生		
<div style="display: flex; align-items: flex-start;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 3;"> <p>● 略歴、当社における地位及び担当</p> <p>1995年 4月 ケミカルバンク（現 JPモルガン・チェース銀行）東京支店 入行 1999年 9月 モルガン・スタンレー証券株式会社 入社 2001年 2月 株式会社格付投資情報センター 入社 2007年 4月 東京海上アセットマネジメント株式会社 入社 2021年 8月 一般社団法人ジェンダー総合研究所 設立 共同代表（現任）</p> <p>● 重要な兼職の状況</p> <p>一般社団法人ジェンダー総合研究所 共同代表</p> <p>● 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>金融機関等における多種多様な企業の信用力分析及び格付け業務等を通じて企業経営に関する幅広い見識を有しており、多様性の観点から当社の経営全般についての助言をいただくこと、及び実効性のある経営の監督機能を発揮していただくことを期待し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。なお、安藤氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。</p> </div> </div>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小部春美氏及び安藤真由美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小部春美氏及び安藤真由美氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の15頁に記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 小部春美氏及び安藤真由美氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、独立役員とする予定であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）に対する報酬額は、2022年6月23日開催の第31期定時株主総会において、以下のとおり決議をいただき今日に至っております。

1. 基本報酬（金銭報酬）：年額5億円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）
2. 非金銭報酬
 - ① 譲渡制限付株式報酬
 - ・ 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額：年額4億円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）
 - ・ 本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数：年200,000株以内
 - ② ストックオプション報酬
 - ・ 税制適格ストックオプションとしての新株予約権の発行：年額1億円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）
 - ・ 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数：当社普通株式150,000株以内

本議案は、経営体制強化のため取締役を3名増員すること並びに優秀な人材の獲得と維持を図るため、上記1.の「基本報酬（金銭報酬）」を「金銭報酬（基本報酬及び業績連動報酬を含む）」としたうえで、その額を年額10億円以内（うち社外取締役分は年額60百万円以内）と改定することにつきご承認をお願いするものであります。当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

監査等委員会は、取締役の金銭報酬額改定に関する本議案について、妥当であると判断しております。また本議案は指名・報酬委員会での審議を経ており、当社取締役会は同委員会より本議案について相当である旨の答申を得ております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、事業報告15頁以下に記載のとおりであります。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役0名）であります。第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役0名）となります。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役に対する報酬額は、2022年6月23日開催の第31期定時株主総会において、以下のとおり決議をいただき今日に至っております。

1. 基本報酬（金銭報酬）：年額1億円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）
2. 非金銭報酬
 - ① 譲渡制限付株式報酬
 - ・譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額：年額80百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）
 - ・本制度に基づき発行又は処分をされる当社の普通株式の総数：年40,000株以内
 - ② ストックオプション報酬
 - ・税制適格ストックオプションとしての新株予約権の発行：年額20百万円以内（うち社外取締役分は年額10百万円以内）
 - ・本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数：当社普通株式30,000株以内

本議案は、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を2名増員すること並びに優秀な人材の獲得と維持を図るため、上記1. の「基本報酬（金銭報酬）」の額を年額2億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）と改定することにつきご承認をお願いするものであります。

本議案の内容については、監査等委員会の同意を得ております。

なお、現在の監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であります。第1号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は6名（うち社外取締役5名）となります。

以上

レーサムの経営方針と 中期経営計画について

当社の経営の基本方針は、事業戦略、財務戦略、非財務戦略の3つの戦略に基づき、不動産に内在する価値を顕在化させる当社独自の事業価値を高め、株主資本の創出を継続することです。

この方針の実行にあたっての重要な経営指標は、ROE15~20%以上を目指し、まずはPBR2倍超の評価を当面の目標値とします。株主還元については連結配当性向40%を目安として安定配当を目指します。

レーサムの事業戦略と収益・資本構造

事業戦略

国内法人の資産入替ニーズに迅速に対応
アジア個人富裕層との取引拡大
共同投資プロジェクトの推進

財務戦略

営業キャッシュフローの積み上げ
成長投資と株主還元へバランス配分
配当性向は従来20%から40%へ引上げ

非財務戦略

ガバナンス体制の強化
人材の積極的な登用と評価報酬体系の充実
シンクタンク機能の充実を図る

2025/3期

過去ピーク利益更新へ

営業利益 230億円(予想)

ROE 15~20%以上

自己資本比率 40%以上

	<u>2023/3実績</u>	<u>2024/3計画</u>	<u>2025/3計画</u>
営業利益	143億円 (実績)	180億円 (予想)	230億円 (予想)

以上を通じてPBR2倍超の早期実現を目指す

事業戦略

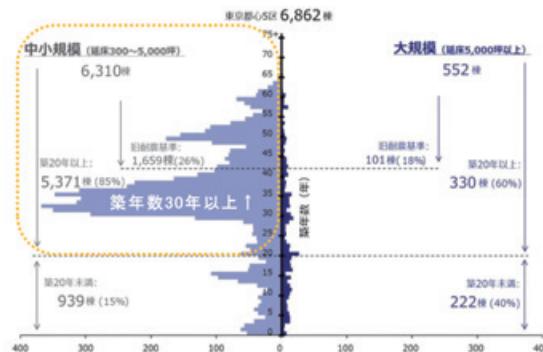
現在、東京都心部の中規模物件（延床面積千坪～5千坪）市場においては、築年数が30年を越える物件が急ピッチで膨らんできております。さらに地球環境負荷を重視する社会情勢から今や安易なスクラップアンドビルドは許されず、社会変化に応じて既存建物を活性化する「不動産を変える力」が問われる時代に突入しております。これまで多種多様な物件に挑戦し潜在価値を引き出してきた当社独自の知見が最も発揮でき価値創出の余地が大きい市場が目の前に広がってきているのです。

さらに、これら中規模物件の販売価格帯は約50億円～300億円クラスですが、昨今の資本効率への課題意識を高める国内法人による資産入替ニーズや、グローバルな資産保有の見直しを進める海外個人富裕層の需要に対応する商品群の源泉となります。

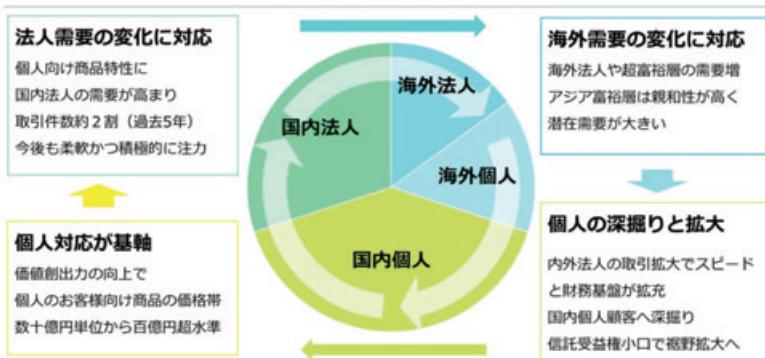
特に国境を越える取引で不安感を覚える海外個人富裕層にとって、当社が国内の個人富裕層との間で長年培ってきた精緻な商品性と保有後も引き続き価値向上にコミットし続けるビジネスモデルは親和性が高く、継続的な取引の深化につながるの手応えも得ております。さらに従来型の自社保有による仕入案件に加え、顧客との共同投資による大型プロジェクトの組成にも積極的に取り組みます。これは当社の「不動産を変える力」を発揮する実働部隊の労働生産性を一層向上させ、資本効率と収益性を高めることにつながります。

この事業戦略の最も重要な点は、当社の競争力の源泉である国内個人富裕層に対する唯一無二の商品提供力を量的にも質的にも高め、それが国内富裕層との取引機会を深耕し、さらに内外法人や海外富裕層との取引に循環していくことです。この内外の多様な顧客層のニーズに直接応える好循環こそが今後の当社の持続的な収益成長ドライバーとなります。この取り組みの実践により、まずは売上高3,000億円を目標に成長を加速させてまいります。

都心5区オフィス築年数ピラミッド



出所：ザイマックス総研資料よりレーサム作成



財務戦略

以上の事業戦略に基づき、常に機動的な物件の取得を可能とすべく、自己資本比率は40%以上、個別物件の借入においては、期限の利益喪失にかかる財務制限条項のない、借入期間10年での資金調達をベースといたします。この財務戦略は、当社における「未来と今をつなぐ創造力、その実践と達成」に不可欠な基盤と位置づけております。

この強固な財務基盤を確保した上で、着実に積み上げる営業キャッシュフローを、成長投資と積極的な株主還元へとバランス良く配分してまいります。必要に応じて適宜自社株取得を実施し、連結配当性向は従来の20%以上から40%を目安に引き上げます。

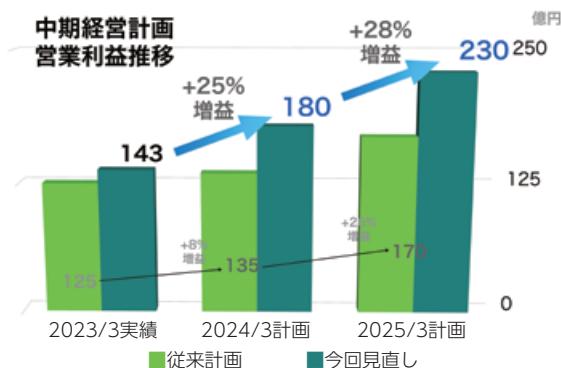
非財務戦略

上記の事業戦略と財務戦略の基盤として、ガバナンス体制の強化を一層進めてまいります。また当社の「不動産を変える力」の源泉は社員一人ひとりの「未来と今をつなぐ創造力、その実践と達成」にあり、この知的資本の充実を図るため人材の積極的な登用と育成、評価報酬体系の充実、世の中の変化を俯瞰するシンクタンク機能への投資を拡大します。これらの施策を通じて比類ない知見を備え、自らの目と耳と足で現場を見極め、独立心と責任意識の高い人材が積極的に声をかけ合いベストチームを編成する社風を一層進化させることで、各プロジェクトの価値創出力とスピードを飛躍的に高めてまいります。

中期経営計画の上方修正

当社は、昨年2022年5月に2023年3月期を第1期とする中期経営計画を発表しましたが、第1期の実績と、足元の在庫状況、さらに今後推進する事業戦略を踏まえて、第2期：2024年3月期と第3期：2025年3月期の計画値を右記のように上方修正しました。

詳細については、2023年5月12日に当社ウェブサイトに掲載した「2023年3月期決算説明資料」及び「中期経営計画の見直しに関するお知らせ」をご参照ください。



株主総会会場ご案内図

会場

霞が関コモンゲート西館37階
霞山会館

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号

当社

電話 (03) 5157-8888 (代表)

交通

東京メトロ

銀座線「虎ノ門」駅

11番出口から徒歩1分

千代田線

日比谷線「霞ヶ関」駅

丸ノ内線

A13番出口から徒歩5分

※駐車場のご準備はいたしておりませんので、ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



ご来場の株主様へのお願い

本株主総会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を講じたうえで開催をしております。株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

<来場される株主の皆様へ>

- ・株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・公的指針等に従い、会場にて感染対策に関するご制限・ご依頼を申し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・なお、今後株主総会の運営方法について変更等がある場合は、当社ウェブサイトにてご案内いたします。

<株主の皆様へのお願いとご案内>

- ・議決権行使は、書面の郵送による行使が可能です。事前に議決権を行使いただくことができますので是非ご利用ください。
- ・株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。